

人と環境にやさしい農業・農村振興検討会設置要綱

(目的)

第1条 本県では、農業の自然循環機能の維持増進を図り環境への負荷を軽減する環境創造型農業を推進し、その取組は拡大してきたが、近年、拡大の進展が鈍化している。

一方、近年のSDGsの取組拡大や国の「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）の推進、地域全体で有機農業への取組を開始する市町の増加など、農業をとりまく情勢や農産物市場の動向などが大きく変化している。

これらを踏まえ、県全体で環境創造型農業・SDGsをベースにした環境と調和のとれた持続可能な農業・農村振興について、これまでの取組をフォローアップするとともに、多様な人材確保・育成や地域コミュニティの維持発展等による生産力の維持・強化、流通効率化や県民とのつながり強化による消費拡大等によりすそ野を広げ、取組を中長期的に下支えしていくための方策を検討するため、「人と環境にやさしい農業・農村振興検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 環境創造型農業推進に係る幅広い現状と課題
- (2) 課題解決に向けた推進施策の方向性の確認と取組継続のために必要な事柄等
- (3) 各関係者（行政、農業者、流通事業者、県民等）に求められる役割
- (4) 環境創造型農業の今後の展開に関して必要と認められること

(組織)

第3条 検討会は、別表に記載する委員をもって構成する。

別表（第3条関係）

氏名	主な役職
辻村 英之	京都大学大学院農学研究科 教授
岩浅 有記	大正大学地域構想研究所 准教授・兵庫県政策コーディネーター
中嶋 敏博	豊岡オーガニックワークス代表（農業者）
新井 正枝	イオンアグリ創造株式会社 生産本部西日本事業事業担当
新岡 史朗	一般社団法人兵庫県食品産業協会 専務理事
堂本 英之	全国農業協同組合連合会兵庫県本部 県本部長
田路 永子	一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 地産地消アドバイザー

(座長)

第4条 検討会には委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

2 検討会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、検討会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。

4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者に臨時委員として出席を求めることができる。

5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。

6 検討会は、原則として公開する。

7 配付資料は、原則として公開する。

8 議事要旨については、本検討会終了後速やかに作成し、原則、公開する。

(謝金)

第6条 委員（県の職員である委員を除く）が検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき代理人が検討会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

3 第5条第4項の規定に基づき委員以外の者が検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員（県の職員である委員を除く）が検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 第5条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、農林水産部農業改良課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討会は、第5条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

人と環境にやさしい農業・農村振興検討会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、人と環境にやさしい農業・農村振興検討会設置要綱第9条の規定に基づき、第5条第6項に定める有機農業を含む環境創造型推進検討会（以下「検討会」という。）の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開は又は非公開の決定は、委員長が検討会に諮って行うものとする。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第4条 傍聴人とは、検討会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- （2）議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第8条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- （1）検討会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- （2）私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
- （3）張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
- （4）みだりに傍聴席を離れないこと
- （5）その他会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

（撮影、録音等の禁止）

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

（事務局員の指示）

第10条 傍聴人は事務局員の指示に従わなければならない。

（退場しなければならない場合）

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

（１）委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき

（２）傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和 7 年 6 月**30**日から施行する。

（この要領の失効）

2 この要領は、令和 8 年 3 月**31**日限り、その効力を失う。

（会議の公表又は非公開等の決定の特例）

3 この要領の施行の日以降最初に開かれる検討会は、第 2 条の規定にかかわらず会議を公開し、第 5 条の規定にかかわらず傍聴人の定員を 5 名とする。

傍聴人受付名簿

[illegible]

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	

上記のとおりご許可願います。

年 月 日

人と環境にやさしい農業・農村振興検討会 委員長 様

申込者 住所

氏名